

## 第29回 年金積立金管理運用独立行政法人契約監視委員会議事概要

### 1. 日時及び場所

2019年6月11日（火曜日）13:30～15:20

年金積立金管理運用独立行政法人会議室

### 2. 審議等事項

#### (1) 報告事項

①運用受託機関等との契約の公正性の確保について

②契約審査会進捗状況

#### (2) 審議事項

①平成30年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価（案）【契約監視委員会設置要綱第4条第2号に基づく審議案件】

②2019年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画（案）【契約監視委員会設置要綱第4条第1号に基づく審議案件】

③前回の調達において一者応札・応募となったもの【契約監視委員会設置要綱第4条第3号に基づく審議案件】

④新たな随意契約【契約監視委員会設置要綱第4条第4号に基づく審議案件】

⑤その他必要な事項【契約監視委員会設置要綱第4条第5号に基づく審議案件】

### 3. 契約監視委員（敬称略）

（2019年6月11日現在）

白鷗大学特任教授・公認会計士（\*）

新井 佐恵子

日鉄ケミカル&マテリアル株式会社常任監査役（\*）

吉江 純彦

年金積立金管理運用独立行政法人監査委員

堀江 貞之

監査委員

岩村 修二

監査委員

小宮山 榮

（\*）は外部有識者

### 4. 議事概要

（1）報告事項①～②及び（2）審議事項①～④について法人より説明を行い、質疑を行った。また、（2）⑤その他必要な事項については、契約監視委員によるフリー・ディスカッションが行われた。

審議等の結果は以下のとおりとなった。

審議等事項	審議等の結果
(1) ①	法人から、運用受託機関等との契約の公正性を確保するための手続きの整備状況について報告があった。
②	法人から、契約審査会における審議案件の契約締結状況及び一者応札となった契約案件の概要について報告があった。
(2) ①	法人から、平成30年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価（案）について説明があり、了承された。
②	法人から、2019年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画（案）について説明があり、了承された。

③	審議の対象となる契約案件がなかった。
④	契約方式等が妥当であることが了承された。
⑤	契約監視委員によるフリー・ディスカッションが行われ、法人の広報戦略と調達との関係について意見が出された。

主な質疑及び意見は以下のとおり。

【報告事項① 運用受託機関等との契約の公正性の確保について】

報告内容	運用受託機関等との契約の公正性を確保するための手続きの整備状況についての報告	
	契約監視委員からの意見・質問	法人からの回答
	運用受託機関等との契約の公正性を確保するための手続きの一つとして、実績連動報酬の妥当性の検証を行っているとのこと。検証担当部署においては、どのように、また、どのようなタイミングで検証を行っているのか。	運用受託機関の評価を担当する部署が報酬に係る原案をファンドごとに作成し、検証担当部署が原案の検証を行うことになる。具体的には、評価担当部署が原案作成時に用いた資料（コンサルティング会社作成）を検証担当部署が直接入手して原案の正確性を検証すること、また、法人の委託先に限らず、一般に存在する検証対象と同じ戦略のファンドの報酬データを情報ベンダーから入手し、原案と一般的な報酬の水準との乖離をみて原案の妥当性を検証することが中心となるが、これらの作業は運用受託機関との契約前の審査の段階で行うことになる。さらに、契約の段階で検証担当部署が最終的な確認を行うことになる。
	契約前に原案に変更があった場合には、検証担当部署に自動的に情報が入るといったプロセスは確保されているのか。	契約審査のプロセスには、投資委員会での審議が含まれているが、委員会に付議するには検証担当部署の検証結果が必須となっている。したがって、変更があった場合も必ず検証担当部署が検証を行うことになっている。

【報告事項② 契約審査会進捗状況】

報告内容	契約審査会における審議案件の契約締結状況及び一者応札となった契約案件の概要についての報告	
	契約監視委員からの意見・質問	法人からの回答
	5年に1回のシステム更改という規模の大きな調達で一者応札があったとのこと。エンジニアの需給などシステム業界の環境をどのように考えるか。また、環境次第では、現行の委託先一者からでも入札があればよいとも考えられるが、過去の仕様書の保存など、他	システム業界は人手不足の状態であり、法人の業務に対応する体制を作れなかったことが一者応札の一因とも考えている。また、仕様書については、システムベンダーでもあるPMO支援業者を雇って、当該業者の支援のもと、現実的かつできるだけ多くの者が対応

者に委託しなければならない状況となった場合の備えをどのように考えているか。	できるようなものを作成している。
調達の実施時期や委託業務の実施時期が競争への参加候補者の繁忙期と重なったことが一因で一者応札となった調達案件があるが、どのような対策を考えているか。	実施時期の他にも、法人が委託する業務の規模が小さいことも考えられる。調達や委託業務の実施時期については、他のサービス利用者の動向なども勘案しつつ利用部門と相談しながら調整していきたい。

【審議事項① 契約監視委員会設置要綱第4条第2号に基づく審議案件】

審議内容	平成30年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価（案）	
	契約監視委員からの意見・質問	法人からの回答
	法人は、環境物品等の調達の推進を図るための方針に基づいてグリーン購入又はエコマーク等環境物品等の調達に取り組んだとのことであるが、第三者の立場から見ると環境に配慮した調達という点だけでは限定的に見える。法人は、資産運用の場面では、PRI（責任投資原則）に署名したり、企業のSDGs（持続可能な開発目標）への取り組みに期待をあらわしたりしているのだから、物品などの調達の場面でも似たような方向性、例えば、民間企業におけるCSR（企業の社会的責任）調達や購買といった考えを持って取り組む必要があるのではないか。	現状では、企画競争や総合評価落札方式といった定性的な判断が入る調達において、例えば、ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍等を推進している者にプラスの評価を与えるといった取り組みを行っている一方で、例えば、価格競争では最低価格を選ばなければならないといった制約があるなど、社会的責任への配慮と経済的合理性の確保の両立が難しい面がある中で、法人としてもいろいろ知恵を出しながら進めている。

【審議事項② 契約監視委員会設置要綱第4条第1号に基づく審議案件】

審議内容	2019年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画（案）
	審議の結果・契約監視委員からの意見等
	法人から、2019年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画（案）について説明があり、了承された。 なお、契約監視委員からの意見等はなかった。

【審議事項③ 契約監視委員会設置要綱第4条第3号に基づく審議案件】

審議内容	前回の調達において一者応札・応募となったもの
	審議の結果・契約監視委員からの意見等
	法人から、平成30年度下期において、前回の調達において一者応札・応募となった契約はなかったとの説明があり、了承された。 なお、契約監視委員からの意見等はなかった。

【審議事項④ 契約監視委員会設置要綱第4条第4号に基づく審議案件】

審議内容	新たな随意契約
審議の結果・契約監視委員からの意見等	
<p>法人から、平成30年度下期における新たな随意契約について、会計規程第32条第1項第1号の「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」との整合性が図られているとの説明があり、了承された。</p> <p>なお、契約監視委員からの意見等はなかった。</p>	

【審議事項⑤ 契約監視委員会設置要綱第4条第5号に基づく審議案件】

審議内容	その他必要な事項
審議の結果・契約監視委員からの意見等	
<p>契約監視委員より、「法人のPR動画はよくできていると思うが、プランを立ててPR活動を行っているのか」との発言があり、この発言をきっかけに、契約監視委員によるフリー・ディスカッションが行われ、法人の広報戦略と調達との関係について意見が出された。</p> <p>○法人は、PR動画の作成、パンフレットの刷新や役員のセミナー又は講演会への登壇などによって戦略的に広報を進めているとのことであるが、法人がどのような組織で年金制度の中でどのような役割を果たしているのかといった基本的な情報が必ずしも浸透していないように思う。その点を踏まえて対応を検討し、広報戦略に反映させるべきではないか。</p> <p>○法人がどのような組織で、どのような役割を果たしているのかといったことが規模も含めて浸透することは、競争への参加者を増やすという視点からも非常に大事なことではないか。</p>	

以上

お問い合わせ先

年金積立金管理運用独立行政法人 監査委員会事務局  
電話 03-3502-2494